

(証券コード：6736)
平成25年6月11日

株 主 各 位

愛知県江南市古知野町朝日250番地

サン電子株式会社

代表取締役社長 吉 田 喜 春

第42回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月25日（火曜日）午後6時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県江南市古知野町朝日250番地
当社 本社3階会議室
(末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的である事項
報 告 事 項 1. 第42期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
2. 第42期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎招集通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sun-denshi.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要等により緩やかな景気回復傾向を示していたものの、欧州債務危機及び海外経済の減速等の影響により、先行き不透明な状況が続いておりましたが、新政権による大胆な金融緩和策及び経済政策に対する期待感から、円安・株高の流れとなるなど、景気回復に向けた明るい兆しが見え始めました。

このような状況のなか当社グループは、引き続き高付加価値ビジネスを展開すべく新規事業・新製品・新サービスの企画・研究・開発を推進するとともに、原価低減及び経費削減を推進し、コスト競争力の強化に努め、利益の確保に努めました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は186億67百万円(前年同期比15.7%増)、営業利益は15億77百万円(同182.9%増)、経常利益は17億30百万円(同204.4%増)、当期純利益は13億59百万円(前年同期は86百万円の利益)となりました。

また、緊密な協力・信頼関係を持ち、事業基盤の一層の強化を図り、創造的な製品・サービスをより早く市場へ提供するため、各ビジネスパートナーとの資本・業務提携も積極的に推進しました。これらの取組を将来に向けた企業価値の更なる向上につなげてまいります。

事業別の状況は、次のとおりであります。

遊技台部品事業

主要な製品は、パチンコ台メーカーに販売する制御基板及び樹脂成形品であります。

新機種及び既存人気機種のシリーズ機種に係る制御基板の販売が順調に推移したことに加え、樹脂成形品の販売が順調に推移しました。

この結果、売上高は79億52百万円（前年同期比27.7%増）、営業利益は9億73百万円（同101.1%増）となりました。

なお、遊技台における企画・開発力の更なる向上を図るため、主要販売先である株式会社藤商事と、平成25年3月に資本・業務提携に係る契約を締結しております。

ホールシステム事業

主要な製品は、パチンコホール経営を支援する遊技台管理・会員管理・景品管理などのトータルコンピュータシステムであります。

パチンコホールの省力化・効率化を支援するトータルシステムの提案を進めるほか、新製品として台上演出パネル「プレボ」を販売しましたが、パチンコホールの経営環境の悪化の影響等により、大型受注案件の獲得は低調に推移しました。

この結果、売上高は31億45百万円（前年同期比24.9%減）、営業利益は1億8百万円（同67.8%減）となりました。

モバイルデータソリューション事業

主要な製品は、携帯電話のキャリア及び犯罪捜査機関に販売するモバイルデータトランスファー機器であります。

当連結会計年度におきましては、Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. 社（連結子会社：イスラエル国）の販売が引き続き好調に推移しました。

この結果、売上高は60億50百万円（前年同期比27.2%増）、営業利益は11億34百万円（同101.8%増）となりました。

なお、モバイルデータソリューションのアジアでの更なる販売強化のため、平成25年2月にシンガポール拠点としてCellebrite ASIA PACIFIC PTE. Ltdを設立しております。（同社は、Cellebrite社が12月決算のため、平成25年3月期の連結の範囲には含めておりません。）

その他

主要な製品・サービスは、コンテンツ配信サービス及びデジタル機器の販売であります。

当連結会計年度の売上高は15億17百万円（前年同期比59.0%増）、営業利益は20百万円（前年同期は88百万円の損失）となりました。

なお、デジタル機器の販売におきまして、モバイルデバイス管理技術を有するインベンティット㈱と、協力して新たなM2Mソリューションサービスを提供すべく平成24年9月に資本提携に係る契約を締結しております。

事業別売上高は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区 分	期 別		第42期（当連結会計年度）		増 減 率
	第41期（前連結会計年度）	金 額	金 額	構 成 比	
遊 技 台 部 品 事 業	6,228	38.6%	7,952	42.6%	27.7%
ホ ー ル シ ス テ ム 事 業	4,191	26.0%	3,145	16.9%	△24.9%
モ バ イ ル デ ー タ ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	4,756	29.5%	6,050	32.4%	27.2%
そ の 他	954	5.9%	1,517	8.1%	59.0%
合 計	16,131	100.0%	18,667	100.0%	15.7%

② 設備投資等の状況

特記事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区 分	第 39 期 平成21年度	第 40 期 平成22年度	第 41 期 平成23年度	第 42 期 平成24年度 (当連結会計年度)
売 上 高	15,451	13,702	16,131	18,667
経 常 利 益	962	233	568	1,730
当 期 純 利 益	606	141	86	1,359
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	57円49銭	13円44銭	8円31銭	131円00銭
総 資 産	17,761	15,707	18,057	20,213
純 資 産	10,429	10,040	9,881	11,937

（注） 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
イー ド リ ー ム 株 式 有 限 公 司	50百万円	100.0%	樹脂成型加工品、金型の製造・販売及び電子機器の組付加工
Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.	1,218NIS	99.7%	モバイルデータトランスファー機器の開発・製造・販売等
Cellebrite USA Inc.	34千米ドル	0.0%	モバイルデータトランスファー機器の販売
Cellebrite GmbH	25千ユーロ	0.0%	モバイルデータトランスファー機器の販売
躍陽信息技术(上海)有限公司	55百万円	100.0%	モバイルデータトランスファー機器の販売
サンフューチャー株式会社	30百万円	55.0%	モバイルアプリ開発・運用環境の開発・販売

(注) Cellebrite USA Inc.及びCellebrite GmbHは、Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.の100%子会社であります。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢としましては、わが国経済は、新政権による金融緩和策及び経済政策等により、景気回復の兆しが見え始めてはいるものの、これら効果の実体経済への波及には相応の時間を有すると思われ、また、欧州債務危機の長期化による景気不振リスク、原材料価格・為替相場の動向など不透明な要因も多く、企業を取り巻く状況は、引き続き厳しい状況で推移するものと思われま。

このような状況のなか、当社グループは、引き続き生産効率・品質及びコスト競争力の向上に努める一方で、新規事業・新製品・新サービスに対する研究開発を積極的に推進し、売上高及び収益の拡大を図ってまいります。

当社グループでは、「アミューズメントとIT分野への集中」、「企業価値の向上を図る」、「ベンチャー精神で自ら行動する」を経営方針に掲げ、中長期的な経営戦略として、以下の3点を推進しております。

- ① アミューズメント（パチンコ）関連分野でのシェアアップ
- ② IT（コンテンツ、通信）関連分野での新たな顧客価値の創造
- ③ グローバル市場におけるビジネス構築及び拡大

具体的には、お客様の信頼を得つつ、売れる商品・サービスとは何かに徹底的にこだわり、企画、開発、販売戦略をもって、新たな価値を提供し、収益に貢献するビジネス展開を図ります。また、外部からの視点、外部ノウハウを積極的に活用し、変化はチャンスと考え、失敗を恐れず、更なる成長を目指してワールドワイドで取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

遊 技 台 部 品 事 業	パチンコ制御基板及びパチンコ向け樹脂成形品等の開発・製造・販売
ホ ー ル シ ス テ ム 事 業	遊技台管理・会員管理・景品管理等トータルコンピュータシステムの開発・製造・販売
モ バ イ ル デ ー タ ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	モバイルデータトランスファー機器の開発・製造・販売
そ の 他	コンテンツ配信サービスの企画・開発・販売、デジタル機器の開発・製造・販売、モバイルアプリ開発・運用環境の開発・販売

(6) 企業集団の主要拠点等（平成25年3月31日現在）

① 当社

本 社	愛知県江南市古知野町朝日250番地
事 業 所	東京事業所（東京都品川区）
営 業 所	仙台営業所（仙台市泉区）、東京営業所（東京都台東区）、さいたま営業所（さいたま市大宮区）、大阪営業所（大阪市浪速区）、広島営業所（広島市南区）、福岡営業所（福岡市博多区）

② 子会社

名 称	所 在 地
イ ー ド リ ー ム 株 式 会 社	愛知県北名古屋市
Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.	イスラエル国ペタフティクバ
Cellebrite USA Inc.	米国ニュージャージー州
Cellebrite GmbH	ドイツ国バイエルン州
躍 陽 信 息 技 術 (上 海) 有 限 公 司	中国上海市
サ ン フ ュ ー チ ャ ー 株 式 会 社	東京都品川区

(7) 企業集団の従業員の状況（平成25年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
634名	81名

(注) 従業員数には、臨時従業員（パート、アルバイト、嘱託及び派遣社員209名）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成25年3月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	362
株式会社大垣共立銀行	220
株式会社愛知銀行	160
いちい信用金庫	137

2. 株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 10,840,400株
 (3) 株主数 3,326名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
東海エンジニアリング株式会社	2,133,800	19.7
前 田 昌 美	558,300	5.2
サ ン 電 子 従 業 員 持 株 会	473,000	4.4
株 式 会 社 藤 商 事	470,000	4.3
前 田 英 行	367,200	3.4
内 海 倫 江	340,000	3.1
渡 辺 恭 江	340,000	3.1
田 崎 千 恵	267,600	2.5
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASH PB)	230,300	2.1
岸 佳 須 子	180,000	1.7

(注) 持株比率は、自己株式(15,434株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成25年3月31日現在）

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

① 平成21年6月24日開催の定時株主総会決議に基づき平成21年7月10日に発行された新株予約権（第3回）

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| 1) 新株予約権の数 | 2,870個 |
| 2) 新株予約権の目的となる株式の数 | 287,000株 |
| 3) 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 4) 新株予約権の行使価額 | 1株当たり 427円 |
| 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり 214円 |
| 6) 新株予約権の行使期間 | 平成23年7月11日から平成33年7月10日まで |
| 7) 新株予約権の行使の条件 | |

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した契約書に定めるところによる。

8) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,840個	184,000株	5名
監査役	10個	1,000株	1名

② 平成24年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき平成24年7月13日に発行された新株予約権（第4回）

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| 1) 新株予約権の数 | 3,634個 |
| 2) 新株予約権の目的となる株式の数 | 363,400株 |
| 3) 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 4) 新株予約権の行使価額 | 1株当たり 439円 |
| 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり 220円 |
| 6) 新株予約権の行使期間 | 平成26年7月14日から平成34年6月25日まで |
| 7) 新株予約権の行使の条件 | |

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員及び当社子会社の取締

- 役、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
 3. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する契約書に定めるところによる。
 5. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

8) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,550個	155,000株	5名
監査役	100個	10,000株	3名

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

当事業年度中に当社従業員及び当社子会社の取締役及び従業員に交付した新株予約権は、(1)②に記載の新株予約権（第4回）のとおりであり、その区分別合計は下記のとおりであります。

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社従業員	1,782個	178,200株	250名
子会社の取締役 及び従業員	214個	21,400株	10名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成25年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉 田 喜 春		サンフューチャー(株)取締役 Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Chairman Cellebrite USA Inc. Chairman Cellebrite GmbH Chairman 躍陽信息技術（上海）有限公司董事長
取 締 役	山 口 正 則	モバイルビジネスセンター担当	
取 締 役	若 井 富 幸	製造システムサービスセンター担当	イーDream(株)取締役
取 締 役	亀ヶ井 克 寿	東京事業センター担当	イーDream(株)取締役
取 締 役	東 谷 浩 明	コーポレートセンター担当	躍陽信息技術（上海）有限公司監事 サンフューチャー(株)代表取締役
常 勤 監 査 役	後 藤 和 暁		
監 査 役	桂 川 明		桂川明税理士事務所所長 (株)愛知銀行社外監査役 明治電機工業(株)社外監査役
監 査 役	柴 山 昭 三		柴山昭三会計事務所所長 大見工業(株)非常勤監査役 豊川信用金庫非常勤監事

- (注) 1 監査役桂川明及び柴山昭三の両氏は、社外監査役であります。
- 2 監査役桂川明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 3 監査役柴山昭三氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 当社は執行役員制を採用しており、平成25年3月31日現在の取締役以外の執行役員は、次のとおりであります。
- | | | |
|------|---------|--------------------|
| 執行役員 | 山 岸 栄 | アミューズメントコンテンツセンター長 |
| 執行役員 | 北 島 光 晴 | サンタックセンター長 |
| 執行役員 | 鈴 木 祥 司 | モバイルビジネスセンター長 |
| 執行役員 | 齋 藤 昭 宏 | ITソリューションセンター長 |
| 執行役員 | 山 本 泰 | 経理部長 |
- 5 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- 平成24年6月26日開催の第41回定時株主総会終結の時をもちまして、取締役丹羽正義氏は任期満了により、監査役佐野正人氏は辞任により退任いたしました。なお、柴山昭三氏は、同定時株主総会において新たに監査役に選任され就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	6名	140,070千円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	22,390千円 (4,888千円)
合 計	10名	162,460千円

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。
 2 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。
 ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額23,600千円（取締役4名に対し19,990千円、監査役3名に対し3,610千円（うち社外監査役2名に対し760千円））。
 ・ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額3,960千円（取締役5名に対し3,720千円、監査役3名に対し240千円（うち社外監査役2名に対し48千円））。
 3 取締役の報酬限度額は、年額200,000千円であります（平成18年6月27日定時株主総会決議）。
 4 監査役の報酬限度額は、年額25,000千円であります（平成18年6月27日定時株主総会決議）。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況
監 査 役	桂 川 明	桂川明税理士事務所所長 ㈱愛知銀行社外監査役 明治電機工業㈱社外監査役
監 査 役	柴 山 昭 三	柴山昭三会計事務所所長 大見工業㈱非常勤監査役 豊川信用金庫非常勤監事

(注) 当社と上記法人等との間に、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	桂 川 明	当事業年度開催の取締役会は適宜出席し、監査役会は12回のうち11回出席し、税理士としての専門的見地から意見を述べております。
監 査 役	柴 山 昭 三	平成24年6月就任以降開催の取締役会は適宜出席し、また平成24年6月就任以降開催の監査役会の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から意見を述べております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	22,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要あるときは監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の海外連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・業務全般にわたる業務分掌及び権限規定が網羅的に整備されており、ルールに基づき各職位が明確な権限と責任をもって業務を遂行し、内部監査によるモニタリングを実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・社内規程及びそれに関する各種マニュアルに従い、適切に保存・管理する。
 - ・必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ③ 損失の危険の職務管理に関する規程その他の体制
 - ・組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、総務部門が行う。
 - ・各部門の所轄業務に付随するリスク管理は、当該部署が行う。
 - ・リスク発生時には、危機管理フローに則り対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・社内規程及びそれに関する各種マニュアルに従い、効率的な運営を行う。
 - ・短期間に多面的な検討を行うため、必要に応じ各種委員会を設置する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・事業活動における法令・企業倫理・社内規則等の遵守を確保するため、コンプライアンス担当取締役を置く。
 - ・内部監査の実施により、内部統制の妥当性・効率性を検証する。
- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・関係会社管理規程に則り、関係会社管理を実施する。
 - ・子会社の内部監査を実施する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・必要に応じて、監査役の業務補助のための監査補助スタッフを置く。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査補助スタッフの人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を必要とする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生したときには、直ちに監査役に報告する。
 - ・監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。
 - ・監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に

応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。

- ⑩ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役監査基準に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況>

- ① 反社会的勢力に向けた基本的な考え方
 - ・ 反社会的勢力に対し、毅然とした態度をもって対処する。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - ・ 反社会的勢力に対処するために、コンプライアンス規程にその旨を記述し、コンプライアンス担当役員のもと、全社一丸となって対処するよう周知・徹底を図る。組織的には、コンプライアンス担当役員、総務担当部長、法務担当部長、顧問弁護士が中心となり、警察等外部組織の指導を仰ぎ対応する。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の概要

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えことから、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、当社取締役会が必要な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であると考えております。

② 基本方針の実現のための取組みの概要

当社は、上記の基本方針の実現のための取組みとして、次の施策を実施しています。

1) 企業理念及び企業価値の源泉

当社は、「夢、挑戦、創造」を企業スローガンに、創業当時のベンチャースピリットを大切に、若さと活力を絶やさず発展し続けるために、常にベンチャー企業であり続けることを基本理念とし、商品力・性能・信頼性・品質に優れた高付加価値な商品やサービスを開発・提供し続けることを目標に経営に取り組んでおります。

具体的な経営理念としては、以下を掲げております。

1. フレキシビリティとオリジナリティを武器に、ハードとソフトを融合させた価値ある商品開発を目指す。
2. 顧客第一主義を徹底し、夢の実現に向かって社会に求められる価値ある企業に成長する。
3. 生き甲斐や能力が発揮できる環境を社員に提供し、健全な社会の発展に貢献する。

当社は、社会の公器として法令順守はもちろん、責任ある企業活動を行うと同時に、組織として成熟する一方でチャレンジ精神が薄れないよう、新たなビジネスに挑戦する精神、斬新な発想そして次代の成長の原動力を大切に考えております。この「挑戦する精神」こそ、当社企業価値の源泉と言えます。

2) 企業価値の向上に資する取り組み

当社は、ネットワーク構築のための「結ぶ」技術を時代の鍵と考えて、21世紀に求められる「コミュニケーション&エンターテインメント」分野において、「ナンバーワン戦略」と「新規事業への積極的な挑戦」により、便利な機能と豊かな心を社会に提供することで「企業価値の向上」を図ります。各分野で蓄積してまいりました経営資源を融合し、さらなるシナジー効果を追求することで、進化し続ける「ブロードバンドネットワーク」時代に、新しい価値を創造したいと考えており、「アミューズメントとIT関連分野への集中」、「企業価値の向上を図る」、「ベンチャー精神で自ら行動する」を経営方針に掲げ、中長期的な経営戦略として以下の3点を推進しております。

1. アミューズメント（パチンコ）関連分野でのシェア拡大
2. IT（モバイル・通信・コンテンツ・センサー）関連分野での新たな顧客価値の創造
3. グローバル市場におけるビジネス構築及び拡大

具体的には、お客様の信頼を得つつ、売れる商品・サービスとは何かに徹底的にこだわり、企画、開発、販売戦略をもって、新たな価値を提供し、収益に貢献するビジネス展開を図ります。また、外部からの視点、外部ノウハウを積極的に活用し、変化はチャンスと考え、失敗を恐れず、更なる成長を目指してワールドワイドで取り組んでまいります。

3) コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために必要かつ有効な仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

具体的には、取締役の経営責任を明確にし、株主の皆様への信任を問う機会を増やすため取締役の任期を1年とし、また、在任の監査役3名中2名を独立性の高い社外監査役としております。

また、経営判断にあたっては、顧問として就任されている外部有識者、弁護士等の法律・会計専門家からの意見を聴取する等、経営の客観性の確保と向上に努

めております。

当社は、株主をはじめとするステークホルダーの権利・利益を尊重し、企業の社会的責任を忘れることなく、今後も企業理念や高い倫理観に基づき、法令や社会的規範を遵守することは当然のこととし、社会に貢献できる企業であり続けるために、継続してコーポレート・ガバナンスのさらなる強化に努める所存であります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

本プランの概要は、以下の通りです。なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.sun-denshi.co.jp>)に掲載されている平成24年5月25日付当社プレスリリースをご参照ください。

本プランは、当社株式の保有割合が20%以上となる買付等がなされる場合を適用対象としており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付者に対し、事前に必要かつ十分な情報の提供を求め、情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定め、大量買付者に、取締役会検討期間が終了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

大規模買付者が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれがある場合等には、当社取締役会から独立した組織である独立委員会の判断を経た上で、対抗措置(原則として新株予約権の無償割当)を発動することがあります。

また、株主の皆様には、手続の各段階において、適時に十分な情報開示を行い、ご判断していただけるようにしてまいります。

なお、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1) 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の検討期間が経過した後にはのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社の企業価値および株主共同の利益が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗

措置を講じることとしていることから、本プランは当社の会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

- 2) 株主共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める要件を充足していること。②株主意思を重視するものであること。③独立性のある社外者の判断を重視し情報開示を行うこと。④発動のために合理的な客観的要件を設定していること。⑤外部専門家等の意見を取得すること。⑥デッドハント型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本事業報告中に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、割合は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成25年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,474,878	流動負債	7,749,634
現金及び預金	6,918,909	支払手形及び買掛金	1,949,027
受取手形及び売掛金	3,770,382	短期借入金	830,000
リース投資資産	1,128	一年内返済予定長期借入金	47,796
有価証券	439,853	リース債務	4,960
製品	777,621	未払法人税等	157,924
仕掛品	1,618,264	前受金	1,031,803
原材料	917,116	前受収益	2,166,430
繰延税金資産	336,318	賞与引当金	429,850
その他	704,905	役員賞与引当金	32,084
貸倒引当金	△9,623	製品保証引当金	144,155
固定資産	4,738,919	その他	955,601
有形固定資産	2,840,400	固定負債	526,253
建物及び構築物	783,917	長期借入金	151,926
機械装置及び運搬具	121,672	リース債務	4,281
工具器具備品	627,844	繰延税金負債	252,090
土地	1,295,554	再評価に係る繰延税金負債	11,508
リース資産	8,114	退職給付引当金	58,482
建設仮勘定	3,297	役員退職慰労引当金	26,490
無形固定資産	117,779	資産除去債務	3,220
のれん	82,017	長期未払金	18,253
その他	35,761	負債合計	8,275,888
投資その他の資産	1,780,739	(純資産の部)	
投資有価証券	1,148,766	株主資本	12,099,274
繰延税金資産	491,571	資本金	891,385
その他	149,201	資本剰余金	1,085,685
貸倒引当金	△8,800	利益剰余金	10,128,485
		自己株式	△6,281
		その他の包括利益累計額	△392,945
		その他有価証券評価差額金	61,263
		土地再評価差額金	△435,791
		為替換算調整勘定	△18,416
		新株予約権	204,679
		少数株主持分	26,901
		純資産合計	11,937,910
資産合計	20,213,798	負債純資産合計	20,213,798

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		18,667,383
売 上 原 価		10,277,811
売 上 総 利 益		8,389,571
販売費及び一般管理費		6,811,942
営 業 利 益		1,577,629
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	80,307	
為替差益	68,607	
その他の	20,137	169,051
営 業 外 費 用		
支払利息	9,515	
デリバティブ評価損	6,666	16,181
経 常 利 益		1,730,498
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	4,848	
新株予約権戻入益	7,194	12,042
特 別 損 失		
固定資産除却損	26,349	
投資有価証券売却損	40,355	
持分変動損失	175,578	242,282
税金等調整前当期純利益		1,500,258
法人税、住民税及び事業税	234,766	
法人税等調整額	△85,304	149,461
少数株主損益調整前当期純利益		1,350,797
少数株主損失(△)		△8,926
当 期 純 利 益		1,359,723

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
平成24年4月1日残高	891,385	904,907	8,837,978	△198,156	10,436,115
連結会計年度中の変動額					
合併による増加			104,508		104,508
新株予約権の行使			66,981		66,981
剰余金の配当			△240,707		△240,707
当期純利益			1,359,723		1,359,723
自己株式の処分		180,778		191,874	372,653
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	180,778	1,290,506	191,874	1,663,159
平成25年3月31日残高	891,385	1,085,685	10,128,485	△6,281	12,099,274

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主 持分
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定		
平成24年4月1日残高	△73,549	△435,791	△277,568	232,516	—
連結会計年度中の変動額					
合併による増加					
新株予約権の行使					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	134,812	—	259,152	△27,837	26,901
連結会計年度中の変動額合計	134,812	—	259,152	△27,837	26,901
平成25年3月31日残高	61,263	△435,791	△18,416	204,679	26,901

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【連結注記表】

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

6社

(2) 連結子会社の名称

イーDream株式会社

Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.

Cellebrite USA Inc.

Cellebrite GmbH

躍陽情報技術(上海)有限公司

サンフューチャー株式会社

※サンフューチャー株式会社については、当連結会計年度において、株式を取得したため、連結の範囲に含めております。なお、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社ブルーム・テクノは吸収合併したため、連結の範囲から除いております。

(3) 主要な非連結子会社の名称

依地貿易(上海)有限公司

非連結子会社は、小規模であり総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 連結子会社のうちCellebrite Mobile Synchronization Ltd.、Cellebrite USA Inc.、Cellebrite GmbH及び躍陽信息技术（上海）有限公司の決算日は平成24年12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、当該決算日と連結決算日が異なることから生ずる連結会社間取引にかかる会計記録の重要な不一致については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計処理基準に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券
- | | | |
|---------|---------|---|
| その他有価証券 | 時価のあるもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定） |
| | 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
- ② デリバティブ
- 時価法
- ③ たな卸資産
- 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
- | | |
|-----|----------------------|
| 製品 | 総平均法 |
| 原材料 | 移動平均法 |
| | 国内連結子会社については主として総平均法 |
- 仕掛品
- | | |
|----------|------|
| 受託開発品 | 個別法 |
| 上記以外の仕掛品 | 総平均法 |
- なお、在外連結子会社については、移動平均法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～50年
機械装置及び運搬具	6年～8年
工具器具備品	2年～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間に基づく定額法

上記以外の無形固定資産

定額法

③ リース資産

リース期間定額法

④ 長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 製品保証引当金

在外連結子会社は、製品保証費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の経験率により算定した額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産額に基づき計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年間の定額法により償却を行っております。

(会計方針の変更)

減価償却方法の変更

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は、軽微であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「前受金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度における「前受金」の金額は564,568千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,798,331千円
2. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額について再評価差損に係る繰延税金資産相当額を控除せず再評価差益に係る繰延税金負債相当額を控除して、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行い算定しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日
再評価を行った事業用土地の、期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 277,535千円

3. 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形の金額は次のとおりであります。

受取手形 54,558千円
支払手形 243,761千円

4. 保証債務

当社は、リースにより製品を販売する顧客のリース契約に関して、一部買取保証を行っております。その保証額は次のとおりであります。

リース買取保証額 15,910千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式数 普通株式	10,840,400株	一株	一株	10,840,400株
合計	10,840,400株	一株	一株	10,840,400株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	207,061	20	平成24年 3月31日	平成24年 6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成25年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	216,499	20	平成25年 3月31日	平成25年 6月27日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	650,400株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運用資金は銀行借入により調達しております。デリバティブは、外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことによりリスク低減を図っております。なお、当期の連結決算日現在における営業債権のうち22.2%が特定の大口顧客に対するものであります。また、営業債権である受取手形及び売掛金は、そのほとんどが1年以内の決済期日であります。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務、借入金及び未払法人税等は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループ各社において適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引の実行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、経理部が決裁担当者の承認を得て行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2.を参照してください）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	6,918,909	6,918,909	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,770,382		
貸倒引当金(※)	△9,623		
	3,760,759	3,760,759	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	439,853	439,853	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1,065,862	1,065,862	—
資産計	12,185,384	12,185,384	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,949,027	1,949,027	—
(2) 短期借入金	830,000	830,000	—
負債計	2,779,027	2,779,027	—

(※)受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

- (1) 現金及び預金並びに (2) 受取手形及び売掛金
これらのほとんどが短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (3) 有価証券
これらはMMF等の公社債投資信託で短期に決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (4) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券その他の金融商品は取引金融機関から提示された価格によっております。
- ①その他有価証券の当連結会計年度中売却額は724,164千円であり、売却益の合計額は4,848千円、売却損の合計額は40,355千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計 上 額	差 額
連結貸借対照表計 上額が取得原価又は 償却原価を超えるもの	(1) 株式	346,740	411,689	64,949
	(2) 債券			
	その他	202,337	209,783	7,445
	(3) その他	88,684	110,567	21,883
	小 計	637,762	732,040	94,278
連結貸借対照表計 上額が取得原価又は 償却原価を超えないもの	(1) 株式	83,764	75,261	△8,502
	(2) 債券			
	その他	261,940	258,560	△3,380
	小 計	345,704	333,821	△11,882
合 計		983,466	1,065,862	82,395

②上記の表中にある「取得原価又は償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	82,904

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注)3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	6,918,909	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,361,346	409,036	—	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	12,640	327,142	—	128,560
合 計	10,292,896	736,178	—	128,560

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,081円42銭

1株当たり当期純利益

131円00銭

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,088,385	流動負債	4,616,382
現金及び預金	2,642,540	支払手形	254,249
受取手形	889,104	買掛金	1,102,251
売掛金	1,614,713	短期借入金	830,000
リース投資資産	1,128	リース債務	1,641
有価証券	439,853	未払金	70,880
製品	602,425	未払費用	327,255
仕掛品	1,576,256	未払法人税等	156,649
原材料	634,571	前受金	973,448
前渡金	16,590	前受収益	546,245
前払費用	31,301	預り金	5,974
繰延税金資産	287,955	賞与引当金	310,567
未収入金	21,988	役員賞与引当金	23,600
預け金	323,332	その他	13,618
その他の金	6,724	固定負債	29,762
貸倒引当金	△100	再評価に係る繰延税金負債	11,508
固定資産	5,439,128	長期未払金	18,253
有形固定資産	1,513,159	負債合計	4,646,144
建物	270,981	(純資産の部)	
構築物	14,150	株主資本	10,257,933
機械装置	14,590	資本金	891,385
車両運搬具	570	資本剰余金	1,085,685
工具器具備品	527,537	資本準備金	904,907
土地	681,114	その他資本剰余金	180,778
リース資産	513	利益剰余金	8,287,144
建設仮勘定	3,701	利益準備金	154,318
無形固定資産	22,856	その他利益剰余金	8,132,825
ソフトウェア	14,327	別途積立金	7,210,000
その他	8,529	繰越利益剰余金	922,825
投資その他の資産	3,903,112	自己株式	△6,281
投資有価証券	664,314	評価・換算差額等	△416,568
関係会社株式	2,683,462	その他有価証券評価差額金	19,223
破産更生債権等	2,411	土地再評価差額金	△435,791
長期前払費用	26,333	新株予約権	40,004
繰延税金資産	28,043		
保証金	447,932		
保険積立金	40,485		
その他の金	18,127		
貸倒引当金	3,301		
	△11,300		
資産合計	14,527,514	純資産合計	9,881,369
		負債純資産合計	14,527,514

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,444,900
売 上 原 価		6,684,697
売 上 総 利 益		3,760,202
販売費及び一般管理費		3,316,106
営 業 利 益		444,096
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	465,743	
そ の 他	76,444	542,187
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,455	
そ の 他	3,324	8,779
経 常 利 益		977,503
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	7,194	7,194
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	25,873	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	38,450	64,323
税 引 前 当 期 純 利 益		920,374
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	227,235	
法 人 税 等 調 整 額	23,662	250,897
当 期 純 利 益		669,476

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成24年4月1日残高	891,385	904,907	—	154,318	6,910,000	760,410
事業年度中の変動額						
別途積立金の積立					300,000	△300,000
剰余金の配当						△207,061
当期純利益						669,476
自己株式の処分			180,778			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	180,778	—	300,000	162,415
平成25年3月31日残高	891,385	904,907	180,778	154,318	7,210,000	922,825

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	
平成24年4月1日残高	△198,156	9,422,865	△79,305	△435,791	39,022
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立			—		
剰余金の配当		△207,061			
当期純利益		669,476			
自己株式の処分	191,874	372,653			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			98,528		982
事業年度中の変動額合計	191,874	835,068	98,523	—	982
平成25年3月31日残高	△6,281	10,257,933	19,223	△435,791	40,004

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法
2. デリバティブ取引の評価方法 時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - (1) 製 品 総平均法
 - (2) 原材料 移動平均法
 - (3) 仕掛品
受託開発品 個別法
上記以外の仕掛品 総平均法
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建	物	15年～50年
工	具器具備品	2年～6年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
上記以外の無形固定資産 定額法
 - (3) リース資産 リース期間定額法
 - (4) 長期前払費用 定額法

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度負担額を計上しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式

(会計方針の変更)

減価償却方法の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は、軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,900,672千円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 15,975千円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 8,000千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 29,949千円 |

3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額について再評価差損に係る繰延税金資産相当額を控除せず再評価差益に係る繰延税金負債相当額を控除して、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行い算定しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

再評価を行った事業用土地の、期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 277,535千円

4. 期末日満期手形の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当事業年度末日満期手形の金額は次のとおりであります。

受取手形 47,908千円

支払手形 136,907千円

5. 保証債務

当社は、リースにより製品を販売する顧客のリース契約に関して、一部買取保証を行っております。その保証額は次のとおりであります。

リース買取保証額 15,910千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	売	上	高	29,593千円	
	仕	入	高	等	478,355千円
			営業取引以外の取引高	446,817千円	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数	普通株式	15,434株
-------------------------	------	---------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
研究開発費	521,737千円
長期未払金	4,705千円
投資有価証券	25,926千円
関係会社株式	19,525千円
賞与引当金	117,704千円
貸倒引当金	1,543千円
その他	111,845千円
繰延税金資産小計	802,988千円
評価性引当額	△55,077千円
繰延税金資産合計	747,910千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	12,022千円
繰延税金負債合計	12,022千円
繰延税金資産の純額	735,888千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	事業年度末残高(千円)
子会社	イードリーム㈱	(所有) 直接100%	製造子会社 役員の兼任2名	外注費その他仕入	444,285	買掛金	26,356
				出向者人件費等	46,196	未収入金	4,015
				設備の購入	23,516	未払金	3,323
				事業土地賃貸	9,536	—	—
子会社	Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.	(所有) 直接99.7%	役員の兼任1名	販売手数料収入等	28,693	売掛金	9,444
				製品の仕入及び 役務の提供	—	前払費用	17,157
					—	長期前払費用	26,315
	34,069	買掛金	269				
子会社	躍陽信息技術 (上海)有限公司	(所有) 直接100%	役員の兼任2名	資金の貸付	—	破産更生債権等	8,000
子会社	サンフューチャー㈱	(所有) 直接55%	役員の兼任2名	出向者人件費	11,558	未収入金	1,849

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記子会社との取引においては、市場価格等を参考に決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	909円	14銭
1株当たり当期純利益	64円	50銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月23日

サン電子株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 光明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠元 宏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サン電子株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サン電子株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月23日

サン電子株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 光明 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 楠元 宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サン電子株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月24日

サン電子株式会社 監査役会

常勤監査役 後 藤 和 暁 (印)

社外監査役 桂 川 明 (印)

社外監査役 柴 山 昭 三 (印)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきまして、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様へ長期安定的な配当と業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

この方針のもと、当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当期の業績と今後の事業競争力の強化を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額216,499,320円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 300,000,000円

- (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

新たに取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やまぐちまさのり 山口正則 (昭和24年2月27日生)	昭和47年4月 当社入社 平成元年6月 当社取締役サンタック事業部長 平成10年7月 当社取締役コネクティビティテクノロジー分社長 平成12年6月 当社常勤監査役 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役 平成19年7月 Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Chairman (現任) Cellebrite USA Inc. Chairman (現任) 平成20年1月 当社代表取締役 平成20年6月 当社代表取締役専務兼海外ビジネス事業部担当 平成20年12月 躍陽信息技术(上海)有限公司董事長(現任) 平成21年1月 Cellebrite GmbH Chairman (現任) 平成22年4月 当社代表取締役専務兼モバイルビジネス事業部担当 平成24年10月 当社取締役兼モバイルビジネスセンター担当(現任) 平成25年2月 Cellebrite APAC Chairman (現任)	94,700株
2	わかいとみゆき 若井富幸 (昭和27年7月15日生)	昭和46年4月 当社入社 昭和63年12月 アイワ化成株式会社(現イードリーム株式会社)代表取締役常務 平成13年6月 同社代表取締役社長 平成17年4月 当社顧問 平成17年6月 当社代表取締役社長 平成17年6月 イードリーム株式会社取締役(現任) 平成19年4月 当社取締役 平成21年4月 当社取締役サンタックネット事業部兼プロダクト統括部担当 平成23年7月 当社取締役製造システムサービスセンター長 平成25年4月 当社取締役(現任)	82,700株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
3	かめが い かつ ひさ 亀ヶ井 克 寿 (昭和34年4月4日生)	昭和58年4月 当社入社 平成12年10月 当社ニューアミュージメント分社長 平成13年6月 当社取締役ニューアミュージメント分社長 平成15年6月 当社取締役 平成21年4月 当社執行役員アミュージメント事業部担当 平成21年6月 当社取締役 平成21年6月 イードリーム株式会社取締役（現任） 平成21年11月 株式会社ニフコアドヴァンストテクノロジー（株式会社ブルーム・テクノ）取締役 平成22年4月 当社取締役アミュージメント事業部兼人事総務部担当 平成23年6月 株式会社ブルーム・テクノ代表取締役会長 平成23年7月 当社取締役アミュージメントコンテンツセンター長 平成24年4月 当社取締役東京事業センター長（現任）	77,700株
4	ひがし や ひろ あき 東 谷 浩 明 (昭和35年3月17日生)	昭和57年3月 当社入社 平成11年7月 当社サンソフト分社マネージャー 平成13年6月 当社ネットワークエンターテインメント分社社長 平成15年7月 当社社長室長 平成15年10月 当社人事総務部長 平成19年6月 当社常勤監査役 平成20年12月 躍陽信息技术（上海）有限公司監事（現任） 平成21年11月 株式会社ニフコアドヴァンストテクノロジー（株式会社ブルーム・テクノ）監査役 平成22年6月 当社取締役サンソフト事業部兼法務知財部担当 平成23年7月 当社取締役コーポレートセンター長（現任） 平成24年10月 サンフューチャー株式会社代表取締役（現任）	40,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	(新任) 佐野正人 (昭和28年3月10日生)	昭和55年10月 監査法人伊東会計事務所 昭和60年9月 米国アーサーヤング会計事務所 平成2年1月 株式会社伊東経営コンサルタント 平成15年7月 みすずコンサルティング株式会社代表取締役 平成18年12月 佐野公認会計士事務所所長(現任) 平成19年6月 当社監査役 平成19年12月 株式会社宇佐美組監査役(現任) 平成20年7月 太陽ASG有限責任監査法人代表社員(現任) 平成24年6月 Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Director(現任)	2,900株
6	(新任) 山本泰 (昭和46年4月18日生)	平成12年12月 当社入社 平成20年12月 躍陽信息技术(上海)有限公司董事(現任) 平成21年5月 当社経理部長 平成24年4月 当社執行役員経理部長(現任) 平成24年6月 Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Director(現任)	1,100株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社株式の数」は、平成25年3月31日現在の株式数を記載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役柴山昭三氏は、一身上の都合により監査役を辞任いたしますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者岡島章氏は、監査役柴山昭三氏の補欠として選任されまますことから、その任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期満了までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
(新任) 岡島章 (昭和23年3月10日生)	昭和49年4月 弁護士登録 昭和54年12月 岡島法律事務所所長 昭和60年4月 中綜合法律事務所所長(現任) 昭和63年4月 愛知県弁護士会副会長 平成4年6月 日活電線製造株式会社監査役(現任)	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者岡島章氏を社外監査役の候補とした理由は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の一層の強化に活かしていただきたいためであります。
3. 「所有する当社株式の数」は、平成25年3月31日現在の株式数を記載しております。

以上

〈メモ欄〉

定時株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県江南市古知野町朝日250番地
当社 本社3階会議室

交通機関 名鉄電車犬山線「江南」駅 下車徒歩約6分

